

平成 11 年度

包括外部監査の結果報告書

群馬県包括外部監査人

目 次

第一 外部監査の概要	1
1 監査の種類.....	1
2 選定した特定の事件（監査のテーマ）.....	1
3 監査テーマ選定の背景と監査の視点.....	1
4 監査の実施期間.....	1
第二 群馬県企業局の概要	2
1 事業内容.....	2
2 事業規模.....	2
3 各事業の成果.....	3
4 組織.....	3
5 事業の法的根拠等.....	3
第三 外部監査の結果及び意見	4
I 団地造成事業	4
1 土地造成事業.....	5
(1) 業績の推移等.....	5
(2) 保有している土地の状況.....	6
ア 工業団地.....	6
イ 住宅団地.....	1 2
2 ニュータウン事業.....	1 4
(1) 事業コンセプトと全体計画.....	1 4
(2) 東洋大学の誘致.....	1 5
(3) ニュータウン分譲計画と分譲実績.....	1 5
(4) 分譲方式.....	1 6
(5) 購入者.....	1 6

(6) 分譲価格	1 6
(7) 販売促進策	1 7
<監査の結果及び意見>	1 8
1 監査の結果	1 8
(1) 収益計上の適正性	1 8
(2) 原価計算の適正性	1 8
(3) 経費について	1 9
ア 経費(人件費を除く)支出の適正性	1 9
イ 価格調整金及び臨時損失補てん金の適正性	2 0
2 意見	2 1
(1) 土地造成に係る特殊会計処理	2 1
ア 原価見返勘定・原価差額調整勘定	2 1
イ 総係費の各団地への配賦方法	2 1
(2) 土地造成事業の方向性	2 2
ア 工業団地在庫の処分について	2 2
イ 住宅団地造成事業の在り方について	2 2
ウ プロジェクトの精査について	2 3
エ 金利の資産原価算入及び含み損について	2 4
(3) ニュータウン分譲状況の総括と今後の指針	2 4
II 観光施設事業	2 5
1 業績の推移等	2 5
(1) 施設の概要及び会計区分等	2 5
(2) 観光施設事業の主な損益項目の推移	2 6
(3) 主な貸借対照表項目の推移	2 7
(4) ゴルフ場事業	2 8
<監査の結果及び意見>	2 9
1 監査の結果	2 9
(1) 営業収益計上の適正性	2 9
(2) 営業費用(人件費を除く)計上の適正性	2 9
2 意見	3 0
(1) 委託契約の改善について	3 0
(2) 事業の存続の検討について	3 1

Ⅲ 会計を中心とした企業局全般に関する事項.....	32
1 監査の結果.....	32
(1) 人件費計上の適正性.....	32
2 意見.....	33
(1) 人件費について.....	33
ア 特殊勤務手当、時間外勤務手当について.....	33
イ 退職給与金について.....	33
ウ 退職給与引当金について.....	34
エ 賞与引当金の必要性について.....	34
(2) 内部貸付金・借入金.....	35
(3) 出資金.....	36
(4) 固定資産及び減価償却並びに資本剰余金.....	36
(5) 借入資本金（企業債）.....	37
(6) 引当金.....	38
(7) 会計単位.....	39

第一 外部監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（監査のテーマ）

(1) 特定の事件（テーマ）

群馬県企業局の財務事務並びに事業の管理

主として 団地造成事業及び観光施設事業に係る領域

(2) 監査対象年度

平成11年度及び10年度

3 監査テーマ選定の背景と監査の視点

(1) 監査テーマ選定の背景

○ 企業局は平成9年度の営業収益が350億円（うち団地造成事業173億円、観光施設事業29億円）と上場会社にも匹敵する規模を有し、その県民生活に及ぼす影響が大きい。

○ 昨今の不動産不況の状況下において、団地造成事業は板倉ニュータウンも含め約1,000億円の分譲土地・造成土地を有している。

○ 観光施設事業は経済環境の変化もあり、平成7年度から継続して損失を計上している。

(2) 監査の視点

○ 財務に関する事務が法令等に従って適法に行われているか。

○ 事業の管理が、地方自治法第2条第13項（公共の福祉と最少の経費で最大の効果）及び第14項（組織及び運営の合理化）の規定の趣旨に則って行われているか。

4 監査の実施期間

平成11年7月5日から平成12年3月29日まで

第二 群馬県企業局の概要

1 事業内容

群馬県企業局は、現在、電気事業、工業用水道事業、水道事業、団地造成事業、観光施設事業、自動車駐車場事業を行っており、この6事業は地方公営企業法第17条の規定に従い、会計単位としての特別会計とされている。

(平成11年3月31日現在)

事業区分(会計単位)	摘 要
電気事業 (発電事業)	水力発電 24か所 合計 最大出力 216,130kw 汽力発電(高浜) 最大出力 25,000kw
工業用水道事業 (工業用水供給事業)	渋川工業用水道 給水能力 12万立米/日 東毛工業用水道 給水能力 18万8千立米/日
水道事業 (水道用水供給事業)	県央第一水道 給水能力 16万立米/日 新田山田水道 給水能力 4万2千立米/日 県央第二水道 給水能力 18万6千立米/日 東部地域水道 給水能力 8万1千立米/日
団地造成事業	土地造成事業(工業団地・住宅団地・流通団地等) ニュータウン事業(板倉ニュータウン) 賃貸住宅事業 格納庫事業(ヘリコプター格納庫) 賃貸ビル事業(公社総合ビル)
観光施設事業	国民宿舎(赤城緑風荘) ゴルフ場(ゴルフ場7か所、ケイマンゴルフ場2か所) スキー場(宝台樹第二、草津谷沢原(休止中)) 温泉センター(水沼駅、桜山) 芝スキー場(赤城ファミリーランド)
自動車駐車場事業	高崎城址地下、高崎駅西口<建設中>

2 事業規模

平成10年度における企業局各事業の総資産、営業収益、経常損益は下表のとおりである。

(平成11年3月31日現在、単位：百万円 未満切捨)

事業区分	総資産 (うち他事業貸付)	営業収益	経常損益
電気事業	67,961 (12,488)	9,372	2,153
工業用水道事業	26,899	1,805	▲66
水道事業	80,833	4,136	▲502
団地造成事業	139,745 (21,508)	10,877	492
観光施設事業	16,568	2,627	▲905
自動車駐車場事業	3,896	151	0
企業局合計	335,905 (33,997)	28,971	1,171

(注) 他事業貸付は企業局内の他の事業に対する貸付金である。

3 各事業の成果

現行の6事業の開業年度から平成10年度までの累積損益は下表のとおりである。

(単位：百万円 未満切捨)

事業区分	期 間	累積損益
電気事業	昭和33年度～平成10年度	42,738
工業用水道事業	昭和40年度～平成10年度	▲348
水道事業	昭和58年度～平成10年度	▲223
団地造成事業	昭和37年度～平成10年度	31,703
観光施設事業	昭和45年度～平成10年度	▲109
自動車駐車場事業	平成6年度～平成10年度	▲147
企業局合計		73,613

4 組織

企業管理者を除く企業局の組織と各事業への職員配置の状況は下表のとおりである。

(平成11年4月1日現在)

組織区分	総人数	電気事業	工業用水道事業	水道事業	団地造成事業	観光施設事業	自動車駐車場事業
管理部	1	1	-	-	-	-	-
総務課	19	12	1	1	4	1	-
経営企画課	16	13	-	1	2	-	-
経理課	17	14	-	-	2	-	1
用地対策課	11	-	-	-	11	-	-
建設総合事務所	68	-	5	-	61	-	2
事業部	1	1	-	-	-	-	-
発電課	28	28	-	-	-	-	-
管理総合事務所	39	30	9	-	-	-	-
発電事務所	51	51	-	-	-	-	-
開発課	12	-	-	-	12	-	-
施設課	11	-	-	-	1	10	-
水道課	20	-	12	8	-	-	-
工業用水道事務所	11	-	11	-	-	-	-
水道事務所	66	-	2	64	-	-	-
水質検査センター	13	-	-	13	-	-	-
ニュータウン建設課	12	-	-	-	12	-	-
合 計	396	150	40	87	105	11	3

5 事業の法的根拠等

現行6事業の法的根拠は「群馬県公営企業の設置等に関する条例」(昭和41年条例57号)である。このうち、電気、工業用水道、水道の3事業は地方公営企業法第2条第1項に掲げられた事業として同法の規定が適用されるのに対し、団地造成、観光施設、自動車駐車場の3事業は同法第2条第3項に基き、次の条例により同法の規定が適用されている。

- (イ) 群馬県団地造成事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する条例(昭和37年条例31号)
- (ロ) 群馬県観光施設事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する条例(昭和43年

条例36号)

- (ハ) 群馬県自動車駐車場事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する条例(平成7年条例8号)

第三 外部監査の結果及び意見

I 団地造成事業

団地造成事業は、企業誘致の促進、住宅事情の緩和その他産業経済構造の高度化を図るために、土地造成(工業団地、住宅団地、流通団地等)・ニュータウン(板倉ニュータウン)・賃貸住宅・格納庫(ヘリコプター格納庫)・賃貸ビルの各事業を行っている。

○主な損益項目の推移

(単位：百万円 未満切捨)

	平成8年度	平成9年度	平成10年度
土地造成事業			
営業収益	9,857	12,783	8,773
経常損益	851	705	495
(売上原価)	(8,303)	(11,145)	(7,740)
ニュータウン事業			
営業収益	3,803	2,911	1,668
経常損益	5	▲204	▲97
(売上原価)	(3,717)	(2,861)	(1,534)
その他事業			
営業収益	444	455	436
経常損益	84	95	94
団地造成事業合計			
営業収益	14,106	16,149	10,877
経常損益	940	596	492
(売上原価)	(12,020)	(14,007)	(9,275)

○主な貸借対照表項目の推移

(単位：百万円 未満切捨)

	平成8年度	平成9年度	平成10年度
土地造成事業			
事業資産	63,620	65,655	66,135
借入資本金	31,050	27,646	21,864
ニュータウン事業			
事業資産	31,991	35,367	38,150
借入金	-	-	1,000
借入資本金	25,150	25,055	25,521
その他事業			
事業資産	4,685	4,510	4,292
借入資本金	2,914	2,570	2,232
団地造成事業合計			
事業資産	100,298	105,534	108,578
借入金	-	-	1,000
借入資本金	59,114	55,271	49,617

(注) 事業準備勘定は、土地造成事業に含まれている。

1 土地造成事業

(1) 業績の推移等

土地造成事業は、我が国の高度経済成長期に生じた地域間格差を是正するために、雇用増大並びに新産業都市の建設促進を図ろうとする地域分散化政策を背景に、工業団地の造成を目的として、昭和37年の臨時県議会で予算、組織条例、団地造成事業に地方公営企業法の全部を適用する条例、団地造成事業に関する条例等が議決され公営企業の事業として開始された。そして、工業団地以外にも、住みやすく安心できる地域づくりのため、低廉で質の高い住宅団地、高速交通網の要衝としての本県の立地から要請された流通団地、時代の要請による研究団地等を造成して今日に至っている。

○主な損益項目の推移

(単位：百万円 未満切捨)

		平成8年度	平成9年度	平成10年度
工業団地	売上	6,802	6,407	3,580
	原価	5,599	5,298	3,162
	粗利益	1,203	1,109	417
	粗利益率	17.7%	17.3%	11.6%
住宅団地	売上	3,054	2,322	1,003
	原価	2,703	2,132	910
	粗利益	351	190	93
	粗利益率	11.5%	8.2%	9.3%
その他団地	売上	--	4,052	4,189
	原価	--	3,714	3,667
	粗利益	--	337	521
	粗利益率	--	8.3%	12.4%
土地造成事業合計	売上	9,857	12,783	8,773
	原価	8,303	11,145	7,740
	粗利益	1,554	1,637	1,033
	粗利益率	15.8%	12.8%	11.8%

○主な貸借対照表項目等の推移

(単位：百万円 未満切捨)

	平成8年度	平成9年度	平成10年度
(事業資産)			
分譲土地	19,591	37,376	50,165
土地造成勘定	43,955	28,205	15,892
事業準備勘定	73	73	76
(負債等)			
原価見返勘定	18,490	18,035	16,907
原価差額調整勘定	5,077	8,932	10,865
臨時損失補てん引当金	11,538	12,087	12,313
価格調整引当金	13,117	13,888	14,337
借入資本金	31,050	27,646	21,864
(回転期間)			
分譲土地/売上原価	2.4年	3.4年	6.5年
土地合計/売上原価	7.7年	5.9年	8.5年

(注) 分譲土地には、割賦分譲元金(1,108百万円)を含めている。

割賦分譲元金は、割賦分譲土地の売上未計上分に係る原価である。

(2) 保有している土地の状況

ア 工業団地

工業団地等の分譲土地等の保有状況は次のとおりである。

(平成11年4月30日現在)

団地名 (所在市町村名)	分譲開始年度	団地面積 (ha)	分譲対象		分譲済		未分譲		
			区画	面積	区画	面積	区画	面積	資産額(百万円 未満切捨)
分譲土地									
<工業団地>									
尾島第二 (尾島町)	H4	25.1	5	20.6	4	18.9	1	1.7	479百万円
富士見 (富士見村)	H6	6.9	2	5.5	1	3.7	1	1.8	415百万円
太田リサーチパーク (太田市)	H5	20.0	11	15.0	3	2.6	8	12.4	4,804百万円
長野原 (長野原町)	H6	4.6	3	3.8	1	1.3	2	2.5	659百万円
太田沖野上田島 (太田市)	H9	35.2	7	30.5	4	6.8	3	23.7	6,317百万円
鞍掛第三第一期 (邑楽町)	H9	33.1	6	26.1	2	11.1	4	15.0	4,061百万円
藤岡東平井 (藤岡市)	H9	10.8	2	9.7		0	2	9.7	2,118百万円
新田東部 (太田市) (新田町)	H9	31.5	12	23.3	4	3.4	8	19.9	5,836百万円
昭和関屋 (昭和村)	H9	47.0	5	41.1	2	11.1	3	30.0	6,869百万円
伊勢崎三和 第一期 (伊勢崎市)	H11	38.7	4	29.8		0	4	29.8	12,526百万円
工業団地計		252.9		205.4		58.9		146.5	44,088百万円
<その他団地>									
新田商業 (新田町)	H9	29.5	10	24.4	9	21.7	1	2.7	758百万円
新里産廃 (新里村)	H12	10.0	1	10.0			1	10.0	246百万円
その他団地計		39.5		34.4		21.7		12.7	1,004百万円
分譲土地合計		292.4		239.8		80.6		159.2	45,093百万円
土地造成勘定									
<工業団地>									
鞍掛第三第二期 (邑楽町)		13.7	1	12.6		0	1	12.6	2,220百万円

伊勢崎三和 第二期 (伊勢崎市)	H11		2			2		1,065百万円
境上武第二 (境町)	H11	12.0		9.5		0	9.5	0百万円
鞍掛舞木 (千代田町)	H11	5.6	1	5.1		1	5.1	0百万円
工業団地計		9.0	1	8.9		1	8.9	0百万円
		40.3		36.1		0	36.1	3,286百万円
〈情報・流通団地〉								
高崎 (高崎市)	H5		6		2		4	6,206百万円
伊勢崎東第二 (伊勢崎市)	H12	16.0		11.7		2.4	9.3	0百万円
情報・流通団地計		5.3	4	3.8		0	3.8	0百万円
		21.3		15.5		2.4	13.1	6,206百万円
〈その他団地〉								
富士見研修 (富士見村)	H9		2		1		1	371百万円
土地造成勘定 合計		19.4		14.4		10.0	4.4	9,865百万円

- (注) 1 資産額は、平成11年3月31日現在の金額を示している。
2 土地造成勘定の資産額は、総係費・建設中利子等を除いている。
3 土地造成勘定の面積は、計画上の面積である。

◇各工業団地の開発趣旨と現状及び今後の見通し

<尾島第二工業団地>

[開発趣旨]

尾島町を含む本地域は、上武道路等の交通網の整備が進み、今後ますます発展することが期待されており、既設の尾島工業団地とあわせて計画的な土地利用を進め、産業基盤並びに地域生活基盤の整備を図るために開発造成されたものである。

[現状及び今後の見通し]

平成5年3月から分譲が開始され、一区画(1.7ha)が未分譲であるが、これについても継続的に交渉している企業がある。

<富士見工業団地>

[開発趣旨]

富士見村は前橋市に隣接しているが、工業の立地は進まず、多くの勤労者は周辺都市に就業の場を求めている状況にある。そのため、企業誘致を積極的に推進し、産業の活性化、就労者の村内定着を図るために開発造成されたものである。

[現状及び今後の見通し]

平成6年度に5.5haの分譲を開始した。本団地は、良質な水資源に恵まれているが、土地の形状が悪く、最寄りの関越自動車道赤城インターまで1.1kmと距離があることなどから、1区画(3.7ha)については分譲したが、残りの1区画は分譲の予定が立っていない。用途変更の可否、賃貸に変更することの可否等を検討し、分譲促進を図るべきと思われる。

<太田リサーチパーク>

[開発趣旨]

技術革新、情報化の進展により、高度技術の集積、人材養成、情報網のシステム化などに対応した新しい技術開発体制の整備・拡充やソフト事業の推進などが求められている中で、地域経済の活性化と新たな活力の創出を目的として、頭脳立地法に基づく産業支援基盤施設を含む産業支援団地として開発造成されたものである。

[現状及び今後の見通し]

平成5年から分譲が開始されたが、事業所・サービス業向けの業務用地ということで、対象企業が研究所、ソフトウェア、情報処理、デザイン等の特定指定業種に限られており、引き合いはあるものの現状では1.1区画のうち8区画が未分譲となっている。建設中の北関東自動車道のインターチェンジまで数キロ、主要幹線道である国道50号に隣接という立地条件は良好であり、対象企業の業種指定を緩和することにより分譲促進を図るべきと思われる。

<長野原工業団地>

[開発趣旨]

八ツ場ダムの建設に伴う水没関係者の生活再建支援策の一環として造成されたものである。

[現状及び今後の見通し]

平成6年3.8haの分譲が開始され、3区画のうち1区画は分譲済みであるが、未分譲の2区画については、分譲開始から数年経過した現在でも有望な相手先がない状況である。最大の原因は、物流の主要幹線である関越自動車道渋川伊香保インターチェンジまで4.2km(85分)と離れていることで、これが県内外の有力企業にとってネックになっていると思われる。開発趣旨が、他の工業団地と異なり、一般的な経済的地域振興ではなく特定地域支援策という公益性にあるため、分譲だけでなく開発趣旨に沿った土地の活用方法について広く検討することが望まれる。

<太田沖野上田島工業団地>

[開発趣旨]

北関東自動車道(建設中)、東毛広域幹線道路等の道路交通条件の整備により、以前にも増して工業集積度が高まっている太田市では、先端技術を活かした企業が立地するテクノベルト地帯として、また、生鮮野菜の供給地として、商業・観光とあわせて一層の総合的発展を志向しており、この目的に沿って開発造成されたものである。

[現状及び今後の見通し]

引き合いは来ているが、交渉にまで至っていないのが現状である。新田東部工業団地と距離的に近く、価格も競合するため、分割に応じるなどして分譲促進を図るべきと思われる。

<鞍掛第三工業団地>

[開発趣旨]

邑楽町は工業の立地条件に恵まれ、工業出荷額は隣接する太田地域と並んで県内トップクラスにあるが、土地の有効利用と環境保全を基本に計画的な工業立地に努め、生産性が高く、若年労働者の定着が可能な優良基幹企業を誘致することにより、より一層の産業の活性化・雇用の促進を図るために開発造成されたものである。

[現状及び今後の見通し]

未分譲の4区画のうち3区画(2.7ha、3.1ha、6.1ha)については、継続的に交渉している企業がある。

<藤岡東平井工業団地>

[開発趣旨]

藤岡市は、産業基盤となる工業団地事業を計画的に推進し、優良企業の誘致導入による波及効果によって既存企業の活性化、若年労働者の定着を図ることとしている。このため、県営藤岡東平井土地改良事業により創設された非農用地を活用して開発造成されたものである。

[現状及び今後の見通し]

平成9年に9.7haの分譲が開始された。土地改良事業の一環として開発されたため、形状が悪いというデメリットがある。上信越自動車道藤岡インターチェンジまで6キロの距離、坪10万円を切る安い価格というメリットもあり、2年越しでの引き合い企業がある。

<新田東部工業団地>

[開発趣旨]

太田・新田地域における地元中小企業の集団化を図り、産業の高度化、活性化、市街化区域の秩序ある開発を目的に開発造成されたものである。

[現状及び今後の見通し]

平成9年12月から分譲が開始され、12区画のうち4区画が分譲済み、8区画が未

分譲となっている。そのうち1.2haは平成12年3月に契約の予定である。また、3.3haについては先方の強い取得希望があり、現在交渉を詰めているところである。

1.7ha、2.4haについても取得希望がある。いずれも順調に交渉が進んでいることから分譲可能と思われる。ただし、最も広い10haの区画については、現在のところ取得希望企業はなく今後の課題である。

<昭和関屋工業団地>

[開発趣旨]

平成9年に供用開始された昭和インターチェンジに直結した高速交通網を活かし、優良企業を誘致することにより、農業経営の停滞が見られる昭和村の財政力を強化し、また、若年層の村内定着を図ることにより、利根沼田地区の経済活性化への波及効果をねらって開発造成されたものである。

[現状及び今後の見通し]

現在、1区画をキャノン電子に分譲したが、残り3区画のうち1区画は有力な引合いがある。インターチェンジに隣接していること、坪9万円を下回る安い価格をPRして分譲促進を図るべきと思われる。

<伊勢崎三和工業団地>

[開発趣旨]

伊勢崎市は工業団地の整備を計画的に推進し、既存企業と調和した優良企業の誘致により工業構造の高度化を図ってきた。交通網も上武道路、北関東自動車道(建設中)等整備されており、より一層の産業活性化及び雇用促進を図るために開発造成されたものである。

[現状及び今後の見通し]

現在建設中の北関東自動車道伊勢崎インターチェンジに至近で引き合いは十分にあり、相手を選別している状況にある。平成12年2月に7.6haが分譲契約済となった。

<新里産廃団地>

土地を取得し、知事部局に売却するものであり、企業への一般分譲とは異なったものである。

<高崎情報団地>

[開発趣旨]

高崎市は、東京圏に近接しており、災害が極めて少なく、また、高速交通網、高度情報通信網が整備されている。この利点を活かし、民間企業の中核管理機能のバックアップ機能を持ったオフィス団地として開発造成されたものである。

[現状及び今後の見通し]

平成元年に地元から開発要請があったが、地元調整・農林調整・都市計画との関係などから線引きに手間取り、完成までに5年を要した。開発要請があった当時は、コンピュータシステムのバックアップは危機管理の一環としてタイムリーで重要なテーマであったが、いわゆるバブル崩壊後は、民間企業の活力低下とともに、そのニーズが減少してしまった。本団地は、高崎インターチェンジに近く立地は最適であるので、現在のニーズに合った方向で軌道修正を行い、分譲促進を図るべきと思われる。

<富士見研修団地>

[開発趣旨]

富士見村の農、工、住の調和のとれた計画的な土地利用を進め、優良企業の研修所を誘致することにより教育水準の向上、地域の活性化を図るために開発造成されたものである。

[現状及び今後の見通し]

平成10年3月31日現在で14.4haのうち10haが分譲済みであり、残りの4.4haは計画中である。

<その他の造成中の工業団地>

境上武第二工業団地はオーダーメイドであるため、平成12年3月に完成・分譲予定となっている。また、同様に伊勢崎東第二流通団地も平成12年8月に完成し、12月に分譲予定となっている。鞍掛舞木工業団地は平成11年12月に分譲済となっている。

イ 住宅団地

住宅団地の分譲土地等の保有状況は次のとおりである。

(平成 11 年 12 月 31 日現在)

団地名 (所在市町村名)	分譲 開始 年	団地 面積 (ha)	分譲対象		分譲済		未分譲		
			区画	面積	区画	面積	区画	面積	資産額(百万円 未満切捨)
分譲土地									
三原田 (赤城村)	S 50	12.1	278	8.0	278	8.0	0	0	32百万円
新田西部 (新田町)	S 52	34.5	714	25.9	714	25.9	0	0	199百万円
金井 (渋川市)	S 55	19.3	388	10.8	386	10.7	2	0.1	18百万円
城の岡 (桐生市)	S 58	13.9	172	7.1	170	7.0	2	0.1	75百万円
前橋萱野 (前橋市)	S 62	15.2	268	11.2	267	10.9	1	0.3	211百万円
伊勢崎境 (伊勢崎市 境町)	H 2	19.3	387	12.1	380	11.8	7	0.3	125百万円
境保泉 (境町)	H 9	20.6	449	12.4	236	7.0	213	5.4	3,301百万円
分譲土地合計		134.9		87.5		81.3		6.2	3,963百万円
土地造成									
尾島世良田 (尾島町)									5百万円
太田新野脇屋 (太田市)									10百万円
多田山 (前橋市 赤堀町)	H 13	33.0	500	17.2			500	17.2	4,101百万円
千代田上中森 (千代田町)	H 13	25.0	420	14.3			420	14.3	0百万円
土地造成勘定 合計		58.0		31.5				31.5	4,118百万円

- (注) 1 資産額は、平成 11 年 3 月 31 日現在の金額を示している。
 2 土地造成勘定の資産額は、総係費・建設中利子等を除いている。
 3 土地造成勘定の面積は、計画上の面積である。

◇各住宅団地の現状と今後の見通し

<三原田住宅団地>

昭和 50 年に大部分が完成し、分譲も済んでいるが、0.3ha の造成未着手部分が残高として残っている。これは、一部地権者の同意が得られないことにより開発が遅れている土地である。

<新田西部住宅団地>

昭和52年に完成し、分譲も済んでいるが、公共用地を町に譲渡したことに関する経理処理が未処理だったため残高として残っているものである。今年度中(平成12年3月末)に処理する予定である。

<金井住宅団地>

榛名東麓の大規模農道を挟んだ区域で、金井生産森林組合がりんご園を経営していたが、土地の有効利用を図るべく、組合員と渋川市からの要望を受け、工業団地用地も含めて造成したものである。未分譲2区画は、利便施設(スーパーマーケットなど)用地として確保していたが、一般分譲宅地に切替えて随時募集中である。

<城の岡住宅団地>

桐生市内の住宅需要の増大、土地の乱開発等に対処するため計画的な宅地供給と土地の有効利用を図る目的で造成されたものである。未分譲2区画は用途変更により再分譲に供された宅地である。

<前橋萱野住宅団地>

地元から前橋市に強い要望が出されたが、当時前橋市では、城南住宅団地を造成中であつたため、企業局が造成を行ったものである。当該地域は埋蔵文化財の包蔵地であつたため、工事に先立ち試掘調査による確認を行い、発掘調査終了後、昭和61年5月から造成工事に着手し、翌年8月に完成、分譲を開始した。未分譲1区画は、利便施設用地であるが、一般分譲宅地として活用すべく、地元自治会と協議中である。

<伊勢崎境(リバータウン広瀬)住宅団地>

人口増加に伴い基礎的な生活環境施設の整備に立ち後れがみられる伊勢崎市において、安心して定住できる住宅団地の整備を図り、また、上武道路及び東毛広域幹線道路の整備が進み、飛躍的な発展が期待されている境町において、若年労働者の定着による人口増加を図り、町の活性化につなげることを目的として造成されたものである。未分譲7区画は、利便施設用地である。今後は一般分譲宅地としての販売を検討することが望まれる。

<境保泉(保泉ニュータウン)住宅団地>

工業団地の造成、上武道路・東毛広域幹線道路などの整備が進み飛躍的な発展が期待される境町において、若年労働者の定着による人口増加を図り、町の活性化につなげるため、リバータウン広瀬に隣接して造成されたものである。

平成9年8月から449区画の分譲を開始、平成11年12月末現在236区画が分譲済み、213区画が未分譲である。販売促進活動として、春秋のイベント開催、東毛

地区を中心としたチラシ配布、ポスター作成、県広報課・FMぐんまを使ったPR活動を実施しているところである。

<尾島世良田住宅団地>

残高として残っている金額は、調査費であり、本年度中に処理する予定である。

<太田新野脇屋住宅団地>

企業局に代って太田市が造成分譲することになった。残高として残っている金額は調査費であり、本年度中に処理する予定である。

<多田山住宅団地>

北関東自動車道の盛土材として約300万立方メートルを採取し、その平坦となった跡地を住宅用地として利用するもので、関越自動車道建設の際の城山、行幸田住宅団地と同様、土地の有効利用と優良な住宅用地を整備することを目的としている。造成は土取工事が進行中であるが、文化財調査費が多額になる等造成費用が高くなり、住宅団地として妥当な価格で分譲できるのか、採算は合うのかといった点が懸念される。

<千代田上中森住宅団地>

残高として残っている金額は、調査費である。

2 ニュータウン事業

(1) 事業コンセプトと全体計画

◇ コンセプト

県は、東洋大学の板倉町への進出決定を受け、平成2年12月、東洋大学板倉キャンパスの用地・東武日光線の新駅設置と周辺施設・大規模住宅団地・渡良瀬遊水池アクリメーションランド事業関連施設の整備を骨子とする「邑楽東部総合開発構想」を策定した。

ニュータウン建設は、その一環として整備されるものであり、水と緑を活用した快適環境の中に東洋大学を核とした、文化の薫る活力溢れるまち“いたくら”を創造し、21世紀に向けて「県土の均衡ある発展」と「活力ある地域社会の形成」を図ることを目的としている。

◇ 当初の全体計画

- | | |
|----------|------------------------------|
| ・開 発 地 域 | 邑楽郡板倉町朝日野、泉野地内 |
| ・開 発 面 積 | 218ha |
| ・計 画 人 口 | 12,000人 |
| ・計画住宅戸数 | 3,400戸(戸建住宅:2700戸、集合住宅:700戸) |

- ・事業費 1,130億円(周辺公共事業等も含めば1,560億円)
- ・事業期間 平成3年度～平成17年度

(2) 東洋大学の誘致

板倉ニュータウンの建設は、県が平成2年に決定した「邑楽東部総合開発構想」に基づくものであり、東洋大学誘致については、平成3年に策定された群馬県総合計画においても、県全体の均衡ある発展を図るための重要な地方振興方策の一つとして位置づけられている。

大学の進出にあたって、県では大学の図書館や食堂、体育館、グラウンド等の利用を始めとし、敷地の公園的整備も併せ、地域住民に開放された施設の建設を求めている。

土地売却は第一期分譲として平成7年9月19日に25,000坪を売却し、第二期分譲では平成16年3月31日までに75,000坪を売却することが予定されている。

(3) ニュータウン分譲計画と分譲実績

○分譲計画（平成10年1月の変更認可後）

（面積単位：㎡）

	独立住宅						集合住宅	商業施設	特定業務施設用地	合計
	1地区		2地区		計					
	面積	区画数	面積	区画数	面積	区画数				
平成8年度	23,249	101			23,249	101		12,502	6,790	42,541
平成9年度	41,072	166			41,072	166		10,000		51,072
平成10年度	43,965	176			43,965	176		4,217	9,562	57,744
平成11年度	44,361	179	12,403	49	56,764	228		6,914	5,399	69,077
小計①	152,647	622	12,403	49	165,050	671		33,633	21,751	220,434
平成12年度	56,036	246	11,106	46	67,142	292	9,714	2,839	18,726	98,421
平成13年度	76,811	336	26,272	117	103,083	453			18,726	121,809
平成14年度	75,341	241			75,341	241		18,927		94,268
平成15年度	49,046	216			49,046	216	43,272			92,318
平成16年度	86,122	384			86,122	384			27,573	113,695
平成17年度	99,016	443			99,016	443	31,954		27,572	158,542
合計②	595,019	2,488	49,781	212	644,800	2,700	84,940	55,399	114,348	899,487

○年度別分譲実績

（面積単位：㎡）

	独立住宅						集合住宅	商業施設	特定業務施設用地	合計
	1地区		2地区		計					
	面積	区画数	面積	区画数	面積	区画数				
平成8年度	23,249	101			23,249	101		12,503	4,430	40,182
平成9年度	30,589	121			30,589	121	0	4,244	0	34,833
平成10年度	16,820	64			16,820	64		0		16,820
平成11年度	8,043	33	1,015	3	9,058	36		586	1,980	11,624
計③	78,701	319	1,015	3	79,716	322	0	17,333	6,410	103,459
全体進捗率③/②	13.2%	12.8%	2.0%	1.4%	12.4%	11.9%	0.0%	31.3%	5.6%	11.5%
達成率③/①	51.6%	51.3%	8.2%	6.1%	48.3%	48.0%	0.0%	51.5%	29.5%	46.9%

（注）平成11年度は、平成12年1月31日現在の状況である。

○造成年度別分譲実績

	平成8年度	平成9年度	平成10年度	合計
(A) 造成区画数	195	182	269	646
平成8年度売出	101			101
分譲	101			101
平成9年度売出	66	55		121
分譲	66	55		121
平成10年度売出	2	110		112
分譲	2	62		64
平成11年度売出		16	79	95
分譲		13	23	36
(B) 合計売出	169	181	79	429
(C) 分譲	169	130	23	322
(B)-(C) 売り残	0	51	56	107
(A)-(B) 未売出	26	1	190	217
(A)-(C) 区画合計	26	52	246	324

(注) 平成11年度は、平成12年1月31日現在である。

(4) 分譲方式

分譲方式は、一般分譲方式及び卸売分譲方式を採用し、計画区域内居住者に対しては優先分譲を実施している。

卸売分譲方式とは、開発事業者(企業局)が住宅分譲事業者に対し一団の宅地を分譲し、業者はその宅地に住宅を建設し、建物と宅地がセットになった建売住宅として最終ユーザーに分譲する方式である。これは、①一団の宅地の先行的一体的整備により早期の街並み形成が図れる、②民間業者の創意工夫を活用した良好な市街地形成が期待される、③民間業者のノウハウを活用した顧客誘導が図れる等の理由により、ニュータウンの初期段階において有効な分譲方法であると考えられる。

(5) 購入者

購入者の約3分の1は埼玉県居住者であり、埼玉・東京・神奈川の3都県で60%を占めている。

また、年齢的には50歳台が29%を占め中心となっているが、20～30歳台も合わせて33%を占めており、幅広い年齢層が購入している。

(6) 分譲価格

ニュータウンで販売されている分譲地の分譲価格等は次のとおりであり、地理的に競合関係にあると思われる都市基盤整備公団によるグリーンタウン南小山と単純に比較す

ると幾分高いが、街並の良さ、環境の良さを考慮すれば、板倉ニュータウンは価格相応の品質を保持していると考えられる。

	宅地分譲 朝日野四丁目	宅地分譲 泉野一丁目	民間建物付 宅地分譲
分譲価格	17,085 千円～ 21,399 千円	16,291 千円～ 18,820 千円	17,863 千円～ 22,496 千円
最多価格帯	19,000 千円台	17,000 千円台	20,000 千円台
区画面積	62 坪～78 坪	68 坪～74 坪	65 坪～81 坪
坪当たり単価	283 千円	248 千円	276 千円

(7) 販売促進策

分譲が開始された平成8年度から精力的に販売促進活動を実施しており、特に、平成9年度以降は、購入者の居住地域、勤務先との関連を分析し、次のような様々な販促活動を行っている。

(企業訪問)

近隣の太田、大泉等に所在する主要企業、東京都、埼玉県の企業、今までに企業局が造成した工業団地に誘致した企業をリストアップし、当該企業の従業員を対象に企業訪問を実施し、営業活動を展開している。

(チラシ・新聞広告)

通常の販促手段としてのチラシ、新聞広告等の広告宣伝活動は、その効果を考えて潜在購買者の居住エリアを中心に展開している。

(キャンペーン)

サマーキャンペーンを行っている。平成11年度は7月に行い、成約者に温泉旅行プレゼントなどの景品をつけ、期間中および期間後を通じ一定の成果を上げている。

(わたらせ倶楽部)

購入に関心のある人をターゲットに定期的に情報誌を発行し、囲い込みを図っている。平成11年12月で会員数は2,356人である。

(顧客紹介制度)

(社)群馬県プレハブ住宅協会と覚書を交わし、展示場出展企業と顧客紹介契約を締結し、紹介成立料(手数料は分譲価格の2%)を支払い、宅地購入希望者の紹介を受ける制度。なお、紹介は、企業局と購入希望者との間による宅地分譲契約が締結され、かつ、分譲代金が完納され宅地を引き渡したときに成立する。

各販売促進策はねらった効果を発揮していると思われるが、購入者の約3分の1が埼玉県在住の人であることを考えると、埼玉県地域における強力な販売活動の推進が望まれる。

<監査の結果及び意見>

1 監査の結果

(1) 収益計上の適正性

監査要点 土地造成事業収益及びニュータウン事業収益について、収益計上の適正性について確かめる。

監査対象期間 平成11年4月から6月までの3か月間

監査手続 平成11年4月に収益計上されている分譲収益のうち工業団地分譲収益187百万円及び住宅団地分譲収益境保泉地区81百万円並びに平成11年6月に収益計上されているニュータウン事業収益のうち住宅用地売却収益100百万円につき全件契約書と突合した。

監査結果 収益は適正に計上されているものと認められた。

(2) 原価計算の適正性

監査要点 原価計算の適正性について確かめる。

監査対象 昭和関屋工業団地をサンプルとして抽出した。

監査手続

- ・土地売買契約書の綴りを閲覧し、156人の地権者全ての契約書について、地権者の名前、土地の所在、地積、土地代金（土地単価8,300円/㎡）、補償費について用地取得一覧表と突合した。
- ・地権者及び企業局権限者による捺印の有無を確認した。
- ・用地取得一覧表の合計と元帳の土地代金及び補償費とを突合した。
- ・用地費に含まれるその他経費について、企業局作成の内訳と証憑書類（請負契約書等）とを突合した。

監査結果

- ・土地売買契約書の綴りを閲覧し、その結果全て整備されており、適正であると認められた。
- ・造成費の工事代金については、請負金額に加えて見積追加工事費が考慮されているが、おおむね適正と認められた。
- ・事務費や電柱移設費、環境整備費などについて、見積による費用が多く見受けられたが、おおむね適正と認められた。

なお、用地費のうち652百万円（用地費総支出額の12.4%）及び造成費のうち710百万円（造成費総支出額の20.8%）は見積計算で計上されているが、それが多額となった理由は、当該団地に係る全部の費用が確定する以前に一部土地の売却があり、それに伴い、残るすべての土地も分譲土地へ振替えられたことによる。この見積費用については、相手勘定は原価見返勘定として計上されている。

(3) 経費について

ア 経費(人件費を除く)支出の適正性

監査要点 総係費及び管理費(人件費を除く)支出の適正性について確かめる。
※総係費とは、土地造成に係る間接費(人件費及び経費)を総称し、資産原価を構成するものである。

監査対象期間 平成11年4月から6月までの3か月間

監査手続

- ・総勘定元帳の記帳を、支出伝票・請求書・領収書等により検証した。
- ・旅費については、旅行命令簿・旅費請求書等と照合した。
- ・委託料・広告費については、支出伺・見積書・契約書と照合した。
- ・交付金については、国有資産等所在市町村交付金法・交付金台帳と照合した。

監査結果 経費(人件費を除く)は、適正に支出・計上されているものと認められた。

イ 価格調整金及び臨時損失補てん金の適正性

監査要点 団地資産管理費に含まれている価格調整引当金及び臨時損失補てん引当金の年度繰入額の基準準拠性を確かめる。

監査対象期間 平成10年度

監査手続 年度繰入額について、計上の基礎資料と基準となる土地造成事務取扱要領と照合した。

監査結果 次に掲げるように差異が認められた。基準が現実に合わないのなら基準の改定を行うことが必要である。

	工業団地	住宅団地
現行の繰入基準	①基準額:造成原価× <u>1.05</u> ②繰入限度額 イ 価格調整引当金 ・条件:分譲価額が基準額を超える場合 ・限度額:造成原価の7%以内 ロ 臨時損失補てん引当金 ・条件:分譲価額が基準額と価格調整引当金計上額を超える場合 ・限度額: <u>造成原価の7%以内</u>	①基準額:造成原価× <u>1.05</u> ②繰入限度額 イ 価格調整引当金 ・条件:分譲価額が基準額を超える場合 ・限度額:造成原価の <u>2%</u> 以内 ロ 臨時損失補てん引当金 ・条件:分譲価額が基準額と価格調整引当金計上額を超える場合 ・限度額: <u>造成原価の2%以内</u>
土地造成事務取扱要領に定める繰入基準	①基準額:造成原価× <u>1.07</u> ②繰入限度額 イ 価格調整引当金 ・条件:分譲価額が基準額を超える場合 ・限度額:造成原価の7%以内 ロ 臨時損失補てん引当金 ・条件:分譲価額が基準額と価格調整引当金計上額を超える場合 ・限度額: <u>上記条件を超える額</u>	①基準額 造成原価× <u>1.02</u> ②繰入限度額 イ 価格調整引当金 ・条件:分譲価額が基準額を超える場合 ・限度額:造成原価の <u>7%</u> 以内 ロ 臨時損失補てん引当金 ・条件:分譲価額が基準額と価格調整引当金計上額を超える場合 ・限度額: <u>上記条件を超える額</u>

価格調整引当金は原価を下回る価格で売却が行われる場合に備えるため、臨時損失補てん引当金は分譲済み団地について生じる災害等による臨時損失に備えるため設けられているが、過去5年間の実績をみると、繰入はいずれの引当金も毎年行われているが、その取り崩しは平成10年度に臨時損失補てん引当金の取り崩しが僅少額行われただけであり、両引当金の必要性等について検討されることが望まれる。

2 意見

(1) 土地造成に係る特殊会計処理

ア 原価見返勘定・原価差額調整勘定

原価見返勘定は、造成工事が一部未了の段階で分譲を開始する場合、当該未了部分の今後の投資額を見積計上するために使用される勘定科目である。

原価差額調整勘定は、各団地に関し所要と見込まれたすべての工事が確定したときに、原価見返勘定と確定額との差額を、将来発生するかもしれない支出に備えるため振替える勘定である。

原価見返勘定は、平成11年3月31日現在、工業団地20団地・住宅団地14団地・その他の団地3団地、計37団地169億円が計上されているが、今後の執行予定額から勘案すると相当額の執行残が見込まれる。適切な期間損益計算のためには、売上高に対応する売上原価の算定が必要であり、そのため見積に基づく費用計上もやむを得ないものとして是認される。

しかしながら、このことは過大な費用計上を容認するものではなく、設計変更等に伴う追加工事費等の見積にあたっては、可能な限り客観性を確保し、確定額との差異が僅少となるように努めることが望まれる。

また、追加工事等が確定完了した時点で、速やかに見積額と確定額との差額を原価差額調整勘定に振り替えることが必要であるが、確実に励行されているとは言い難い状況である。

原価差額調整勘定は、平成11年3月末現在、108億円計上されているが、これは過去において原価差額調整勘定の取り崩しがほとんど行われていないことによる。

原価差額調整勘定の趣旨を生かしつつ過大残高とならないよう、適切な取り崩しあるいは残高の基準を速やかに設けることが望まれる。

イ 総係費の各団地への配賦方法

総係費の年度発生額は、次に示す方式で各団地に配分されている。

(根拠：団地造成事業原価算定要領(昭和38年3月31日))

- ① 精算地区(その年度において完成した団地)については、次の配賦率により配賦される。

用地費	-----	当該年度の直接費発生額	×6%
造成費	-----	当該年度の直接費発生額	×5%

- ② 未精算地区(造成中の団地)については、総係費のうち精算地区に配賦されなかった金額が当該年度直接費発生額の割合により各団地に配賦される。

現行方式は、次に示すとおり精算地区の直接費発生額の如何によって総係費の配賦残額が変動し、未精算地区の配賦率(配賦額÷直接費×100)が変化するとともに、精算地区と未精算地区の配賦率に大きな差異が生じるため、適切な配賦方式とは言い難い。

○平成9年度及び10年度の配賦率 (単位：百万円 未満切捨)

		平成9年度	平成10年度
総係費発生額		811	810
精算地区	直接費(配賦基準)	7,726	4,385
	配賦総係費	427	227
	配賦率	5.5%	5.2%
未清算地区	直接費(配賦基準)	3,598	2,841
	配賦総係費	384	582
	配賦率	10.7%	20.5%

完成・未完成の如何によって、配賦率に違いが生じることとなる現行の処理を改め、精算地区未精算地区とも、直接費年度発生額比率による実績配賦率方式にすることが望まれる。

(2) 土地造成事業の方向性

ア 工業団地在庫の処分について

造成後数年を経過しているにもかかわらず売れ残っている団地については、販売を阻む何らかの原因があると思われるので、在庫を減らすためには原因を究明し、それを克服する方策を検討し実施することが望まれる。

例えば、用途変更は可能か、分譲から賃貸に形態を変えることは可能か、低廉販売は可能か等の多様な方法を検討し、可能な限り処分する方向が望まれる。

イ 住宅団地造成事業の在り方について

- ・昭和38年から開始された住宅団地造成事業により造成分譲された団地は、平成11年3月末現在で33団地、総分譲区画数10,806区画、総分譲面積341haにのぼり、この事業が県内の住宅事情の改善に大きく貢献してきたことは事実である。しかしながら、昨今の不動産をとりまく環境を鑑みると、優良で低廉な宅地の供給は民間業者でも可能であり、コスト主義に固執し、価格弾力性に欠けがちな公営企業の住宅団地造成事業のあり方を検討する時期にきていると思われる。

- ・住宅団地造成事業において、現在まとまって販売中の団地は、境保泉だけであるが、その他のいくつかの団地において利便施設等用地の売れ残りが見られるので、それらの早期分譲方策の検討が望まれる。

- ・境保泉(保泉ニュータウン)住宅団地の販売状況は、昨今の不動産不況を勘案すると、比較的堅調に推移しているが、449区画の大型団地でもあり、早期完売を目指した販売活動の強化が、資金コスト負担軽減の点からも望まれる。

- ・多田山住宅団地については、公営企業としての宅地造成事業であり、基本的にはコスト主義を遵守する必要があるが、保有に伴う資金コストと販売時点の不動産市況を考慮して、県民の利益(将来の世代に負担を残さない)の観点から、県民に買ってもらえる価格の設定が望まれる。

ウ プロジェクトの精査について

一つの工業団地を分譲するには、関係法令等に基づく諸手続を経て、用地取得・造成を行わなければならない、通常5年程度の年数を要することから、県内外優良企業の多様なニーズに対応していくために、常時100ha程度の手持在庫を確保する必要がある、という考え方がある。

しかし、長期にわたるプロジェクトであるほど、経済環境の変化による影響を大きく受けることになり、計画当時は最善のものであったとしても、その後の環境変化で事情が大きく異なってくることは避けられない。

平成11年3月31日時点で、新里産廃団地を除いても149.2haの分譲土地を保有しているが、環境変化に適応できるように、現在進行中のプロジェクトについて県民の利益の観点から、その見直しを行う仕組みを確立しておくことが望まれる。

なお、団地開発地点選定プロセスは、おおむね次のとおりである。

①市町村長から県に開発要望

この段階ではおおむね地元地権者との調整がついている。

②企業局事業部開発課の適性調査

立地条件、需要動向、規模等から事業の採算性を調査する。

採算性がなく、開発の可能性がない場合には、その旨市町村へ回答する。

③企業局内部での検討

採算性が見込まれる場合には、さらに開発手法、地元負担、資金収支計画等について具体的検討を行う。

④都市計画及び農林調整等

事業の採算性が見込まれる場合には、県庁関係課に対して、都市計画及び農林調整等の協議を行う。

⑤企業局の意思決定

諸条件が整い、開発が適当と認められる場合には、企業局で開発選定する。

⑥県庁内の企画調整会議への付議、了承

⑦市町村長の開発同意

⑧知事の開発同意

エ 金利の資産原価算入及び含み損について

土地造成事業では、分譲土地に振替えられた土地について生じる金利は、営業外費用とし、原価算入を行わない健全な会計処理を行っている。

現在分譲中の工業団地については、販売予定価格が貸借対照表計上額を下回るいわゆる含み損は生じていない。

(3) ニュータウン分譲状況の総括と今後の指針

宅地分譲開始から3年余が経過したが、板倉ニュータウンの変更後の計画と分譲実績とに大きなズレが生じている。計画では平成11年度末までに、住宅地で165千㎡、商業施設で33千㎡の分譲を予定していたが、平成12年1月31日現在の分譲実績は、住宅地で79千㎡、商業施設で17千㎡であり、計画達成率は住宅地が48%、商業施設が51%である。特に平成10年度以降の落込みは顕著であり、今後とも継続的な計画の見直しが必要である。

このような状況に至った主な要因は、平成5年頃から大きく変化した経済環境にある。すなわち、板倉ニュータウンが計画された当時と異なり、地価の下落が続き、都内ではマンションを中心とした住宅供給が増加し、都心回帰傾向が顕著となっており、郊外型ニュータウンの販売は苦戦を強いられ厳しい状況に至っている。

ニュータウン事業は、平成11年3月31日現在、380億円を超える事業資産を有している。事業費ベースでは平成12年1月末日までに約600億円の支出がなされているが、ニュータウン事業の総事業費は1,130億円であるから、まだこれからの事業であると考えられる。

今後、巨額の資金を要するニュータウン事業について、宅地購入者の期待を裏切ることなく、そして、県民に負担をかけることなく、その見直しを遂行していくことが、現在企業局に課せられている使命といえる。ニュータウン事業を含む団地造成事業は、永年に亘りかなりの利益を獲得し、また、原価見返勘定・原価差額調整勘定に余裕があるので、その活用の途を検討されることを提案したい。

II 観光施設事業

1 業績の推移等

観光施設事業は、主に観光客の誘致と憩いの場を提供するために、県の施策及び市町村の施策による要望の中で国民宿舎、スキー場、温泉センターを開設し、また、スポーツレクリエーションに関しては、河川敷及び国有林の有効利用により運動場・公園を併設し、ゴルフ人口の底辺の拡大と県民福祉の増進を図るため、ゴルフ場、ケイマンゴルフ場などを開設してきた。

(1) 施設の概要及び会計区分等

事業内訳	施設	施設規模	会計区分	委託先
国民宿舎	赤城緑風荘	宿泊可能人数 200人	国民宿舎	(財)群馬県観光開発公社
温泉センター	水沼駅温泉センター 桜山温泉センター	最大収容 800人 最大収容 1200人	水沼駅温泉センター 桜山温泉センター	わたらせ渓谷鐵道(株) (財)群馬県企業公社
ゴルフ場	上武ゴルフ場 玉村ゴルフ場 前橋ゴルフ場 板倉ゴルフ場 新玉村ゴルフ場 新太田ゴルフ場	18ホール パー72 18ホール パー72 18ホール パー72 18ホール パー72 18ホール パー72 9ホール パー36	ゴルフ場 ゴルフ場 ゴルフ場 ゴルフ場 ゴルフ場 ゴルフ場	(財)群馬県観光開発公社 (財)群馬県観光開発公社 (財)群馬県観光開発公社 (財)群馬県観光開発公社 (財)群馬県観光開発公社 (財)群馬県観光開発公社
ゴルフ場 スキー場	草津高原ゴルフ場 草津音楽の森スキー場	18ホール パー72 休止中	ゴルフ・スキー場 ゴルフ・スキー場	草津町 草津町
ケイマンゴルフ場	吉岡ケイマンゴルフ場 高崎ケイマンゴルフ場	18ホール パー72 9ホール パー36	ゴルフ場 ゴルフ場	(財)群馬県観光開発公社 (財)群馬県企業公社
スキー場	宝台樹第二スキー場	クワッドリフト2基、 レストハウス	スキー場	武尊山観光開発(株)
芝スキー	赤城ファミリーランド	芝スキーほか	芝スキー場	(財)群馬県観光開発公社

(2) 観光施設事業の主な損益項目の推移

(単位：百万円 未満切捨)

事業内訳	科 目	平成 8 年 度	平成 9 年 度	平成 10 年 度
国民宿舎	営業収益	99	93	86
	経常損益	▲86	▲95	▲95
	減価償却費	15	16	16
	委託料	122	151	145
	支払利息	9	10	10
ゴルフ場	営業収益	2,513	2,247	2,023
	経常損益	356	▲238	▲148
	減価償却費	157	388	158
	委託料	1,448	1,478	1,483
	支払利息	156	157	163
	固定資産除却費	53	72	10
草津ゴルフスキー場	営業収益	332	271	197
	経常損益	▲156	▲168	▲220
	減価償却費	96	▲4	82
	委託料	252	223	204
	支払利息	65	61	62
	固定資産除却費	2	87	0
水沼駅温泉センター	営業収益	113	95	78
	経常損益	▲54	▲74	▲76
	減価償却費	29	29	29
	委託料	109	111	97
	支払利息	8	8	7
	固定資産除却費	0	0	1
スキー場	営業収益	186	127	125
	経常損益	▲246	▲296	▲248
	減価償却費	131	126	117
	委託料	164	158	121
	支払利息	84	84	84
芝スキー場	営業収益	6	4	3
	経常損益	▲4	▲6	▲7
	減価償却費	3	3	3
	委託料	5	4	5
桜山温泉センター	営業収益	155	133	113
	経常損益	▲71	▲89	▲108
	減価償却費	50	51	51
	委託料	116	123	128
	支払利息	22	22	22
事業合計	営業収益	3,408	2,974	2,627
	経常損益	▲263	▲969	▲905
	減価償却費	485	611	458
	委託料	2,219	2,251	2,186
	支払利息	346	343	350
	固定資産除却費	55	160	12

- (注) 1 一般管理費をゴルフ場に含めて計算している。
2 ゴルフ場の平成9年度の減価償却費には、過年度の償却不足額226百万円が含まれている。
3 草津ゴルフスキー場の平成9年度の減価償却費は、過年度の償却超過額90百万円の訂正によるものである。
4 草津ゴルフスキー場の平成9年度の固定資産除却費87百万円は、スキー場の休止に伴うものである。

(3) 主な貸借対照表項目の推移

(単位：百万円 未満切捨)

事業内訳	区分	科目	平成 8 年度	平成 9 年度	平成 1 0 年度
			金額	金額	金額
国民宿舎	資産	現金預金	▲1,018	▲1,091	▲1,176
		有形固定資産	405	400	383
	負債 資本	借入金	19	19	19
		借入資本金	353	364	364
		利益剰余金	▲994	▲1,089	▲1,185
ゴルフ場	資産	現金預金	3,297	3,467	3,381
		有形固定資産	7,628	7,629	7,541
	負債 資本	借入金	0	0	88
		借入資本金	5,747	5,891	5,932
		利益剰余金	2,008	1,786	1,638
草津ゴルフスキー場	資産	現金預金	43	▲29	▲187
		有形固定資産	2,362	2,289	2,218
	負債 資本	借入金	0	0	164
		借入資本金	2,862	2,872	2,705
		利益剰余金	▲552	▲720	▲940
水沼駅温泉センター	資産	現金預金	▲503	▲578	▲630
		有形固定資産	585	557	539
	資本	借入資本金	369	340	329
		利益剰余金	▲292	▲366	▲442
スキー場	資産	現金預金	▲4	▲150	▲314
		有形固定資産	3,150	3,042	2,925
	資本	借入資本金	3,790	3,809	3,809
		利益剰余金	▲727	▲1,023	▲1,272
芝スキー場	資産	現金預金	▲150	▲153	▲157
		有形固定資産	118	114	111
	資本	利益剰余金	▲32	▲38	▲45
桜山温泉センター	資産	現金預金	57	62	46
		有形固定資産	875	828	781
	負債 資本	借入金	0	0	28
		借入資本金	1,000	1,033	1,038
		利益剰余金	▲51	▲141	▲250
合 計	資産	現金預金	1,720	1,527	960
		有形固定資産	15,125	14,862	14,502
	負債 資本	借入金	19	19	299
		借入資本金	14,122	14,310	14,179
		利益剰余金	▲640	▲1,593	▲2,499

(注) 事業によっては現金預金がマイナス表示されているが、これは事業間の資金の流用を会計処理しないため生じているものである。

(4) ゴルフ場事業

○ 県営ゴルフ場施設の損益項目・利用者数の推移 (単位：百万円・千人 未満切捨)

施設		平成8年度	平成9年度	平成10年度
上武ゴルフ場	営業収益	417	351	300
	経常損益	85	21	▲16
	減価償却費	25	24	24
	委託料	250	238	237
	利用者数	54.8	48.6	41.1
玉村ゴルフ場	営業収益	510	470	477
	経常損益	131	75	105
	減価償却費	26	24	23
	委託料	250	245	242
	利用者数	71.3	68.2	69.4
前橋ゴルフ場	営業収益	438	362	235
	経常損益	119	34	▲65
	減価償却費	28	27	24
	委託料	230	221	218
	利用者数	59.4	53.0	37.6
板倉ゴルフ場	営業収益	518	479	450
	経常損益	124	▲54	60
	減価償却費	32	142	26
	委託料	248	261	252
	利用者数	71.9	68.6	64.6
新玉村ゴルフ場	営業収益	470	428	419
	経常損益	103	▲97	27
	減価償却費	18	133	21
	委託料	240	245	250
	利用者数	64.7	59.9	59.4
新太田ゴルフ場	営業収益	135	130	115
	経常損益	▲129	▲95	▲98
	減価償却費	12	13	14
	委託料	153	165	155
	利用者数	28.6	26.6	23.6
吉岡ケイマンゴルフ場	営業収益	22	21	17
	経常損益	▲80	▲83	▲90
	減価償却費	12	12	12
	委託料	73	76	78
	利用者数	9.4	8.8	7.8
高崎ケイマンゴルフ場	営業収益		3	6
	経常損益		▲37	▲70
	減価償却費		9	10
	委託料		23	48
	利用者数		1.8	3.7
ゴルフ場計	営業収益	2,513	2,247	2,023
	経常損益	356	▲238	▲148
	減価償却費	157	388	158
	委託料	1,448	1,478	1,483
	利用者数	360.5	335.8	307.3

草津ゴルフスキー場	営業収益	332	271	197
	経常損益	▲156	▲168	▲220
	減価償却費	96	▲4	82
	委託料	252	223	204
	利用者数	22.9	23.2	19.2

- (注) 1 上武ゴルフ場、前橋ゴルフ場は台風の被害により、平成10年度に営業を休止していた期間がある。
- 2 草津ゴルフスキー場の平成8・9年度の損益項目は、スキー場分を含んでいる。
- 3 高崎ケイマンゴルフ場は平成9年10月より営業を開始している。
- 4 板倉ゴルフ場及び新玉村ゴルフ場の平成9年度の減価償却費には、過年度の償却不足が含まれている。

<監査の結果及び意見>

1 監査の結果

(1) 営業収益計上の適正性

観光施設事業の営業収益は、利用料収益と使用料収益からなっている。

国民宿舎では宿泊料（食事代は除く）、ゴルフ場施設ではグリーンフィ、ケイマンゴルフ場施設では入場料、温泉施設では入館料、スキー場施設ではリフト料が利用料収益として取扱われている。各施設の収入のうち上記の利用料収益に相当する部分以外の収入は直接委託先の収入となり、企業局はこの委託先収入の一定比率、あるいは固定額を委託先から受け取り、使用料収益としている。

監査要点	営業収益の計上が適正に行われているか。
監査対象	ゴルフ事業と国民宿舎事業における次の期間の営業収益 利用料収益：平成11年6月の1か月 使用料収益：平成10年度の1年間
監査手続	・利用料収益に関して、平成11年6月の1か月間の日報と領収済通知書（銀行受付印付）並びに元帳を突合した。 ・使用料収益に関して、委託先の決算書を入手し、年間収入額が相手先の費用計上額と合致しているかどうかを確認した。
監査結果	営業収益は適正に計上されているものと認められた。

(2) 営業費用（人件費を除く）計上の適正性

監査要点	営業費用の計上が適正に行われているか。
監査対象	ゴルフ場事業と国民宿舎事業における平成10年度の委託料、減価償却費及び賃借料
監査手続	・委託料に関しては、委託先の決算書を入手し、年間費用額が相手

先の収入計上額と合致しているかどうかを確認した。

- ・減価償却費については、固定資産台帳と突合した。
- ・賃借料については、観光施設賃貸料明細表を入手し、支払伝票と突合した。

監査結果 営業費用(人件費を除く)は、適正に計上されているものと認められた。

2 意見

(1) 委託契約の改善について

観光施設事業の営業費用の中では、その施設の運営を外部委託していることから、委託料が突出した金額となっている。平成10年度においては、観光施設事業の営業収益は26億円、委託料は21億円であり、国民宿舎、新太田ゴルフ場、吉岡ケイマンゴルフ場、高崎ケイマンゴルフ場、草津ゴルフスキー場、水沼駅温泉センターなどでは、委託料が営業収益を上回っている。

県企業局は、群馬県観光施設管理規程第6条によって、赤城ファミリーランドを除く各施設について委託先を指定している。(赤城ファミリーランドについては、地方自治法施行令第167条の2を適用し(財)群馬県観光開発公社を委託先としている。)

経営の健全化のためには、まず第一に各施設について委託先を特定することのメリット、デメリットを再検討することが望まれる。委託先を特定することが有益であるとしてその特定化が決められたとしても、毎年度の委託料の交渉にあたっては、可能な限りの金額の引下げを求めるべきである。委託契約にあたっては、当該施設に必要な人員数、人件費負担の区分及び主要な消耗品の使用量・購入単価等を詳細に検討し、決定するのが適当と思われる。

(2) 事業の存続の検討について

公営企業は、独立採算を原則としており、地方公営企業法等の依命通達では、任意適用事業とすることについて、経常的経費の少なくとも70～80%程度を料金等の経営に伴う経常的収入をもってまかなうことができることが必要であるとしている。

観光施設事業における各施設の経常収支比率(経常収入÷経常支出×100)は、次のとおりである。

(単位：%)

施設	平成8年度	平成9年度	平成10年度
国民宿舎	54 (59)	49 (54)	47 (52)
ゴルフ場			
上武ゴルフ場	124(134)	106(114)	94(102)
玉村ゴルフ場	133(142)	119(126)	128(136)
前橋ゴルフ場	135(148)	110(120)	78 (85)
板倉ゴルフ場	130(141)	89(122)	115(123)
新玉村ゴルフ場	127(133)	81(109)	106(112)
新太田ゴルフ場	51(54)	58 (61)	54 (58)
吉岡ケイマンゴルフ場	22 (25)	20 (22)	16 (18)
高崎ケイマンゴルフ場	- (-)	8 (10)	8 (9)
草津ゴルフ場	78 (96)	61 (61)	47 (58)
水沼駅温泉センター	68 (82)	56 (68)	51 (63)
宝台樹スキー場	43 (62)	30 (42)	33 (48)
赤城ファミリーランド	58 (86)	41 (60)	29 (41)
桜山温泉センター	69 (89)	59 (77)	50 (66)

(注) カッコ書きは、減価償却費を除いて算出している。

- ・ゴルフ場を除く各施設は、経常収支比率が極めて低くなっている。減価償却費を除いた資金収支的な意味での経常収支を見ても100円の収入を得るのに200円の支出が必要という状況にあり、費用削減の努力と売上増加の努力が強く望まれる。費用の削減は主に委託料の削減によると思われるが、利用者に提供するサービスの質を確保するためには、最低限必要な人件費の発生は必然であり、委託料の削減には限度がある。売上を増加させるための諸施策の実施は、反面、支出増加をもたらすため、支出増加に見合う収入増加が見込めるかどうかの慎重な検討が望まれる。しかし、これらの対策によって費用を削減し、収入増加を実現しても、施設によっては損失を発生し続けると思われる。
- ・観光施設事業の中で利益を計上し続けてきたゴルフ場事業においても近年その収益性が低下し、平成10年度においては損失を計上している。ゴルフ場産業は次に示すように利用者数がほとんど横ばいなのにもかかわらず、ゴルフ場数が増加しているため一ゴルフ場あたりの利用者が減少しているのが現状である。

○県内のゴルフ場の利用状況

	平成.8年度	平成9年度	平成10年度
県内のゴルフ場の数	79	84	88
年間利用者数(千人)	3,161	3,171	3,065
一ゴルフ場あたりの平均利用者数(千人)	40.0	37.7	34.8

・この現状を前提とすれば、現在、利益を計上し、あるいは損失の額が少ないゴルフ場事業といえども、近い将来において毎年損失が発生する可能性は否定できない。

・そこで、県民に負担をかけないという観点に立って、ゴルフ場を含むすべての施設を公益的意味合いから存続が望まれるものかどうかを厳しく検討する必要がある。その結果、残すべきと判断された施設については、費用の圧縮に努めるとともに収入の増加を図るため、場合によっては追加的な設備投資を行うことも必要と思われる。廃止すると判断された施設は他に譲渡するか、あるいは廃棄するかして、今後一切の負担が生じないようにすることが望まれる。

残すべき施設は他の施設あるいは他の事業の利益によって、その損失が補填できることが望まれる。なお、施設存続の検討にあたって考慮すべき要件としては、次のようなものが考えられる。

- ①設置条例第2条及び8条により観光地及び特定地域の開発に役立っているかどうか。(全県的な視点に立って)
- ②所期の目的が達成され、現在では民営施設が育っているかどうか。

Ⅲ 会計を中心とした企業局全般に関する事項

1 監査の結果

(1) 人件費計上の適正性

監査要点

- ・給料計算対象者の実在性、部門帰属性
- ・時間外勤務手当、退職手当等の適正性
- ・退職給与金の適正性

監査対象期間

平成11年4月から6月までの3か月間
平成10年度(退職給与金)

監査結果

- ・給料計算対象者の実在性、部門帰属性について、群馬県職員録、群馬県企業局組織規程等及び行政職給料表等で検証した結果、適正に処理されていると認められた。
- ・時間外勤務手当、退職手当等の適正性について、群馬県企業職員

の給与の種類及び基準を定める条例、時間外勤務の命令簿等によって検証した結果、その計算過程については適正に処理されていると認められた。

- ・退職給与金の適正性について、各事業会計の退職給与引当金計上内訳等で検証した結果、その計算過程は局の定める基準に従って適正に処理されていると認められた。

2 意見

(1) 人件費について

ア 特殊勤務手当、時間外勤務手当について

群馬県企業局職員の給与に関する規程第7条第2項に基づき、出先機関に勤務の職員に給料月額に比例する特殊勤務手当を支給している。平成9年の改定前は、給料月額に対する支給乗率は、発電事務所で15%、それ以外で10%であった。管理総合事務所及び発電事務所に勤務の職員について平成9年度15%、10年度14%、11年度12%、12年度10%という経過措置があるものの、現在は10%に統一されている。

特殊勤務手当は、危険、不快、不健康といった勤務の特殊性に着目して支給されるが、手当の支給が決まった当時の発電、工業用水道、水道、建設、開発業務と現在のそれら各業務を比較すれば、労働環境や社会環境の変化に対応してその特殊性が変化してきていると考えられる。また、知事部局の特殊勤務手当（25種類）の大半が定額（日額、月額）であることを考えると、今後もさらに手当の趣旨を踏まえた支給水準の見直しが見られる。

時間外勤務手当は、上記の規程9条に基づき時間外勤務に対し支給される。企業局の業務の性格から、地域のニーズ等に合わせ短期間で業務を仕上げる必要があるため、集中的に残業が生じる等の特殊性はあると思えるが、人員の適正配置や各職員に対する仕事の配分の工夫等により時間外勤務を減少させる努力が見られる。

イ 退職給与金について

退職給与金として、事業ごとに次に掲げる算式によって計算される額を予算並びに決算に計上している。

電気事業会計	基準賃金（東京電力と約定）	×15%
工業用水道事業会計	給料の実支給額	×10%
水道事業会計	給料の実支給額	×10%
団地造成事業会計	給料の実支給額	×15%
観光施設事業会計	給料の実支給額	×15%
自動車駐車場事業会計	給料の実支給額	×10%

ただし、工業用水道事業会計の東毛地区建設(給料 11 百万円)、水道事業会計の県央第二地区建設(給料 27 百万円)、東部地区建設(給料 14 百万円)は、退職給与金の算定対象から除外している。

なお、企業局では上記退職給与金と各人に支給した退職手当の合計額との間に生ずる差異を退職給与引当金の増減金額としている。

民間企業で行われている方法の一つに、退職給与金は退職金と退職給与引当金繰入額からなり、退職金は退職者の退職手当からその者の前年度末退職手当相当額を控除した額、退職給与引当金繰入額は期末在職者の退職手当相当額の当該年度における増加額とする方法がある。地方公営企業法は退職給与金に特段の規定は設けておらず、また、その依命通達では、退職給与引当金は「職制もしくは定数の改廃または予算減少その他経営上やむを得ない理由によって、……多数の退職給与費の発生に備える」場合を除き、必ずしもその計上を強制していない。適正な期間損益計算の観点から、上記の民間企業で行われている方法も含め、いかなる方法が妥当であるかの検討が望まれる。

ウ 退職給与引当金について

退職給与引当金の年度末残高は、当該年度末在職者のその時点における退職手当相当額でなければならないとの考え方に立ち、平成 11 年度の予算等に基き、各事業ごとに、平成 12 年 3 月 31 日時点の貸借対照表上の退職給与引当金残高を予測し、同時点の予測される退職手当額と比較したのが次の表である。かかる視点に立てば、要支給額に対して引当金が 2,964 百万円不足している。

(単位：百万円 未満切捨)

	退職給与引当金					平成 11 年度末退職手当相当額の予測額	差引引当金不足額
	平成 10 年度末残高	平成 11 年度予算計上退職給与金	平成 11 年度退職金支払予定	差引平成 11 年度増減	平成 11 年度末残高予測		
	A	B	C	D=B-C	E=A+D		
電気事業	520	105	211	- 106	414	1,658	1,243
工業水道事業	162	13	61	- 48	114	432	318
水道事業	50	33	30	2	52	846	794
団地造成事業	434	69	20	48	483	987	503
観光施設事業	26	7	0	7	34	134	99
自動車駐車場業	1	0	0	0	2	6	4
企業局合計	1,196	229	325	-95	1,101	4,065	2,964

エ 賞与引当金の必要性について

支給額の算定にあたって在職期間・勤務期間を考慮していることから、期末手当及び勤勉手当に関し事業年度末に賞与引当金を計上することは、企業会計的な期間損益計算の観点からは望ましい手続であると思われる。しかし、地方公営企業法等においては賞

与引当金に関して特段の規定を設けていないので、引当金の計上を強制するものではない。

(2) 内部貸付金・借入金

平成11年3月31日現在における企業局内部の特別会計間の資金の貸借関係は次のとおりである。

(単位：百万円 未満切捨)

借り手 貸し手	工業用水 道事業	水道事業	団地造成 事業	観光施設 事業	自動車駐 車場事業	合 計
電 気 事 業	670	4,702	2,721	2,758	1,636	12,488
団地造成事業	6,698	2,299	-	11,527	983	21,508
合 計	7,368	7,001	2,721	14,286	2,619	33,997
うち借入資本金	7,343	6,845	1,721	13,986	2,619	32,516
借入金	24	156	1,000	299	-	1,480

このような資金の流れは、一面では企業局運営の弾力性を示すものであるが、返済方法、返済期間、利率等の借入条件がその都度決められている。局内部の取引きでもあり、借入条件に関して明文化された基準の整備が望まれる。

なお、借入資本金は、固定資産の取得のためになされた借入金についての科目であるので、償還金の財源として生じた借入金については、原則的には、流動負債あるいは固定負債として科目処理することが妥当である。

これは、公営企業にあつては、自己資本金と借入資本金の合計額と固定資産の金額との間には直接的ともいえる関係があり、減価償却の実施に伴い、償却費相当額程度の資金の留保がなされ、固定資産を取得するために行った借入資本金額の返済が可能となることによる。

(3) 出資金

平成11年3月31日現在において、次のような出資金が存在している。

(単位：百万円 未満切捨)

団体名称	電気事業	団地造成事業	観光施設事業	合計
(財)群馬県スポーツ振興事業団	20		34	54
(財)群馬県森林整備基金	30			30
(財)群馬県企業公社	100	100		200
(財)群馬県社会福祉振興基金			33	33
(財)群馬県教育文化事業団			33	33
(財)群馬県観光開発公社			160	160
(社)国土緑化推進機構(緑と水の基金)			15	15
(財)河川環境管理財団(河川整備基金)			406	406
(株)利根昭和インターチェンジ		500		500
東毛広域市町村圏振興整備組合 (歴史資料館維持管理基金)			50	50
合計	150	600	731	1,481

民間企業的な観点からは、財団法人に対する出捐金は、会計上寄付金として処理されるのが一般的である。それは、財団法人が解散しても、その寄付行為に別段の定めのない限り、残余財産は国庫に帰属し、出捐者には残余財産の分配請求権がないからである。この考え方は、公営企業においても通じるものと思われる。

財団法人に対して行った、当該法人において基本財産取得の原資となる出捐金を、出資金として認識するためには、その前提として、当該法人の寄付行為において残余財産が群馬県に帰属する旨の定めがあることが必要であると思われる。

(参考 『地方公共団体の外部監査人監査 仕方受け方の実務』 池田昭義著 415頁)

(社)国土緑化推進機構及び東毛広域市町村圏振興整備組合に対する出資についても、同様の観点からの資産性の検討が望まれる。

(4) 固定資産及び減価償却並びに資本剰余金

平成11年3月31日現在の各事業の固定資産、資本剰余金は次のとおりである。

(単位：百万円 未満切捨)

	固定資産	資本剰余金	減価償却費
電気事業	44,761	3,422	1,891
工業用水道事業	24,572	6,888	468
水道事業	77,999	21,927	1,405
団地造成事業	109,873	1,318	171
観光施設事業	14,860	240	459
自動車駐車場事業	3,801	1,232	36
合計	275,869	35,029	4,432

(注) 団地造成事業の固定資産は、事業資産を含めている。

減価償却の方法は、定額法を採用している。減価償却費の計算においては、取得価額のうち資本剰余金に相当する金額は減価償却の対象から除外している。これは、地方公営企業法施行規則第8条第4項により認められている処理である。料金算定の基礎となる減価償却費を減少させ、よって公営企業の提供する用役の料金を引き下げようとする目的に沿った処理である。

これに対し、減価償却費の計算において資本剰余金を考慮しない方式は、減価償却をもって対象資産の再取得資金の留保にあるとする考え方に由来する。これもまた同規則により認められた方法である。いずれにせよ、どの方法を採用するかを規定で定めておくことが望まれる。

資本剰余金相当額を減価償却の対象から除外している場合には、当該資産の除却時に資本剰余金の減額処理が必要となるので、固定資産台帳において、資本剰余金の金額を明示することが必要である。また、それらを集計し、貸借対照表上の資本剰余金と固定資産台帳等の資本剰余金との金額的な一致を確認することが望まれる。

(5) 借入資本金（企業債）

平成11年3月31日現在の借入資本金（企業債）は、次のとおりである。

（単位：百万円 未満切捨）

	借入資本金 (企業債)	内 訳		
		大蔵省	公 庫	民間金融機関等
電 気 事 業	19,618	13,436	6,182	-
工業用水道事業	9,828	4,375	5,452	-
水 道 事 業	29,299	13,308	15,827	163
団地造成事業	47,896	-	5,562	42,334
観光施設事業	192	-	-	192
合 計	106,835	31,120	33,024	42,690

地方公営企業法で列挙されている電気事業、工業用水道事業、水道事業に関しては、主に公的な資金によっているのに対し、条例により地方公営企業法の適用を受ける団地造成事業、観光施設事業に関しては、主に民間金融機関等の資金によっている。

償還期間等については、電気事業では5年間据置で以降25年均等償還（大蔵省資金運用部）、工業用水道事業、水道事業では5年間据置で以降20年均等償還（公営企業金融公庫）が主であるのに対し、団地造成事業では2年間据置で以降8年均等償還が主である（但しニュータウンに関しては13年）。

団地造成事業においては、土地売上が順調であった時期には、売上入金と企業債償還の期間的なズレにより生じる余裕資金及び稼得利益を原資とし、企業局内部の他会計への貸付金(平成11年3月31日現在21,508百万円)が増加しつつきてきたが、他

会計からの返済が実行されないこともあり、売上が今後も低迷するなら、平成11年度以降の償還計画(平成11年度では利息も含め10,079百万円)の履行は厳しい状況にあると思われる。

(6) 引当金

平成11年3月31日現在、企業局各事業の貸借対照表において存在している引当金は、次のとおりである。

(単位：百万円 未満切捨)

	電気事業	工業用水道事業	水道事業	団地造成事業	観光施設事業	自動車駐車場事業	合計
退職給与引当金	520	162	50	434	26	1	1,196
修繕準備引当金	804	725	1,418	123	1,601	-	4,672
特別修繕引当金	-	-	-	-	580	-	580
渴水準備引当金	160	-	-	-	-	-	160
財産処分損失補てん引当金	-	-	-	113	-	-	113
臨時損失補てん引当金	-	-	-	12,313	-	-	12,313
価格調整引当金	-	-	-	14,337	-	-	14,337
合計	1,485	888	1,468	27,322	2,208	1	33,375

これら引当金の設定根拠としての企業局財務規程における定めは、[勘定科目表に記載された科目による]とされているだけである。なお勘定科目表に記載されている科目は次のとおりである。

電気事業	工業用水道事業	水道事業	団地造成事業	観光施設事業	自動車駐車場事業
退職給与引当金	退職給与引当金	退職給与引当金	退職給与引当金	退職給与引当金	退職給与引当金
修繕準備引当金	修繕準備引当金	修繕準備引当金	修繕準備引当金	修繕準備引当金	修繕準備引当金
渴水準備引当金			財産処分損失補てん引当金	特別修繕引当金	
			臨時損失補てん引当金		
			価格調整引当金		

(注) 渴水準備引当金は、電気事業法で規定されている引当金である。

公営企業法等の依命通達で明示されている引当金は、修繕引当金と退職給与引当金の二つだけであり、その根拠を毎事業年度の損益の平準化に求めている。

これに対して企業会計における引当金は、(1)将来における特定の支出が起ることが確実であり、(2)その支出の原因となる事実がすでに存在しており、(3)その支出額を合理的に予想できる場合にのみ計上することができる」とされている。これは、期間損

益の平準化の論理によるものではなく、将来において行われる支出の原因となる事実の発生した年度が費用負担の年度であり、その負担する金額は合理的な金額でなければならない、とする考えによるものである。

そして、この観点から依命通達を検討すると、退職給与引当金は企業会計的な思考も考慮しているが、修繕引当金は平準化の思考に基づいていると分類できるようである。

適正な期間費用の算定という観点から、各引当金について、①その設定目的（これは取崩の条件でもある）、②当年度の負担となる額（当年度の費用計上額）、③引当金が不要と判明した場合の処理（取崩方法）、④引当金限度額、⑤引当期間等についての合理的と思われる基準を定め、それに従った処理を行うことが望まれる。

(7) 会計単位

現在、企業局は6事業を経営しており、会計単位として地方公営企業法に従って6特別会計が設けられている。

ところで、企業局の組織は必ずしも事業単位の組織とはなっておらず、複数の事業に関係する職務を専門的・効率的に遂行する部署もあり、そのような部署については6特別会計の体系を組成するために、あえて各職員を会計上、各事業に割振る方法がとられている。

これに対し、例えば鉄道事業法に基づく会計規則では、鉄道事業に係る会計、その他事業に係る会計等の事業区分に基づく会計のほかに、企業の一般管理（各事業関連）に係る会計区分を設けている。そして、固定資産も各事業の固定資産と各事業関連の固定資産に区分され、減価償却費も含め各事業関連の費用は、その性質により予め定められた一定の基準に従い、各事業へ配分されている。

鉄道事業会計は、料金計算の基礎となる会計であり、その意味で複数事業を営む公営企業の会計に鉄道事業会計的思考を導入することは、それなりの論理性があると思える。鉄道事業会計的な会計の導入は難しいと思われるが、複数事業を営む公営企業に適した会計であることから、将来においてその導入を考慮した規定の整備が望まれる。